

第3号議案

送配電等業務指針第9 1条に基づく  
計画策定プロセス開始要否の確認結果について

(案)

四国電力から送配電等業務指針（以下「指針」という。）第9 1条第1項に基づき1件の報告（平成28年3月15日報告 受付番号：KS15I0037）を受けたため、指針第3 3条第4項に基づき、本機関の発議による計画策定プロセスの開始要否を別紙1のとおり確認した。

確認結果については別紙3により系統アクセス室から一般送配電事業者及び系統連系希望者に通知する。

受付番号	契約申込日	計画策定プロセス 開始要否
KS15I037	H28. 3. 8	開始不要

※ 系統連系希望者の申込み概要は別紙2を参照

以 上

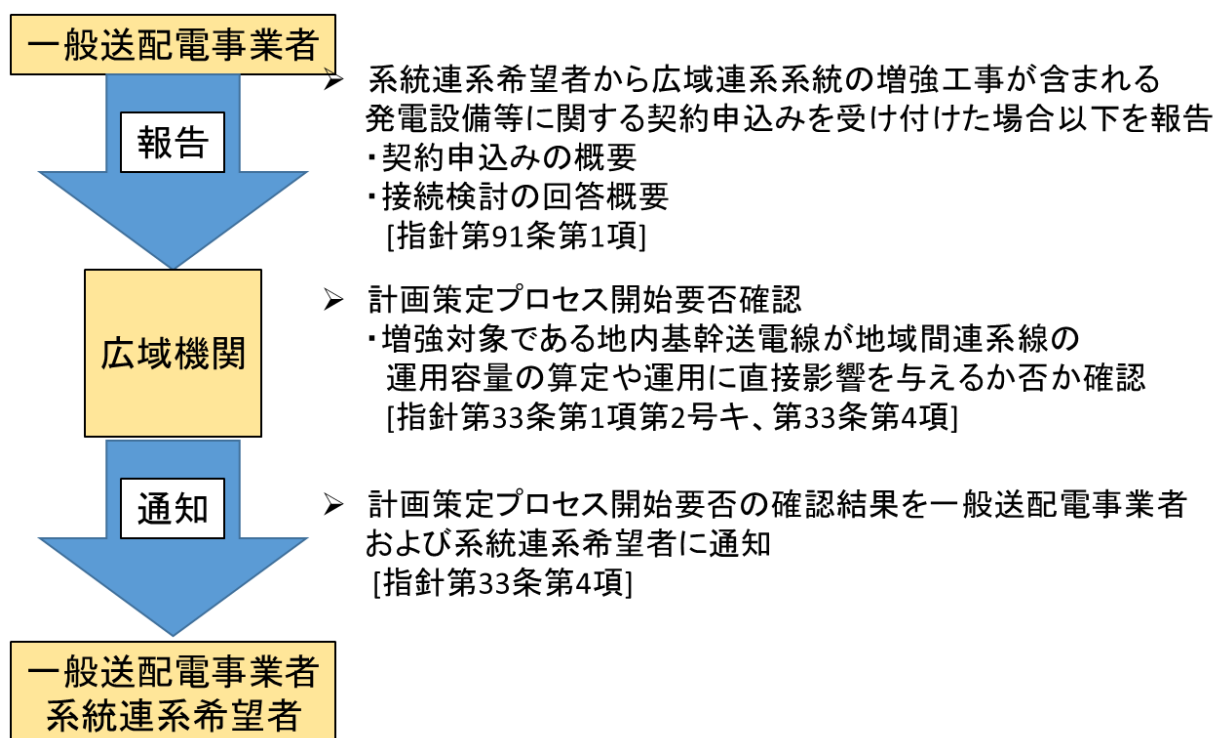
## 送配電等業務指針第91条に基づく計画策定プロセス開始要否の確認について

送配電等業務指針（以下「指針」という。）第91条第1項に、一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならないことを規定している。

また、指針第33条第4項に、本機関は、第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び系統連系希望者に通知することを規定している。

今回、四国電力から指針第91条第1項に基づき1件の報告（受付番号：KS15I0037）を受けたため、計画策定プロセス開始要否の確認を行った。

## 1. 指針第91条に関する確認等の全体の流れ



## 2. 契約申込みの概要

○ [redacted]

- ・受電箇所： [redacted]
  - ・最大受電電力： [redacted]
  - ・広域連系系統の増強工事箇所： [redacted]
- (詳細は別紙2参照)

## 3. 計画策定プロセス開始要否の確認

指針第33条第1項第2号キでは計画策定プロセスの開始要件として「増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき」と規定している。

今年度の本四連系線、阿南紀北直流幹線の運用容量については、表1、2の想定故障により運用容量の算定を行っており、今回増強が必要な地内基幹送電線 [redacted] については、各制約要因の運用容量算出時に直接影響を与える電線路に該当しない。

また、 [redacted] に伴う潮流の変化によって、地域間連系線の運用容量が低下しないことを確認した。

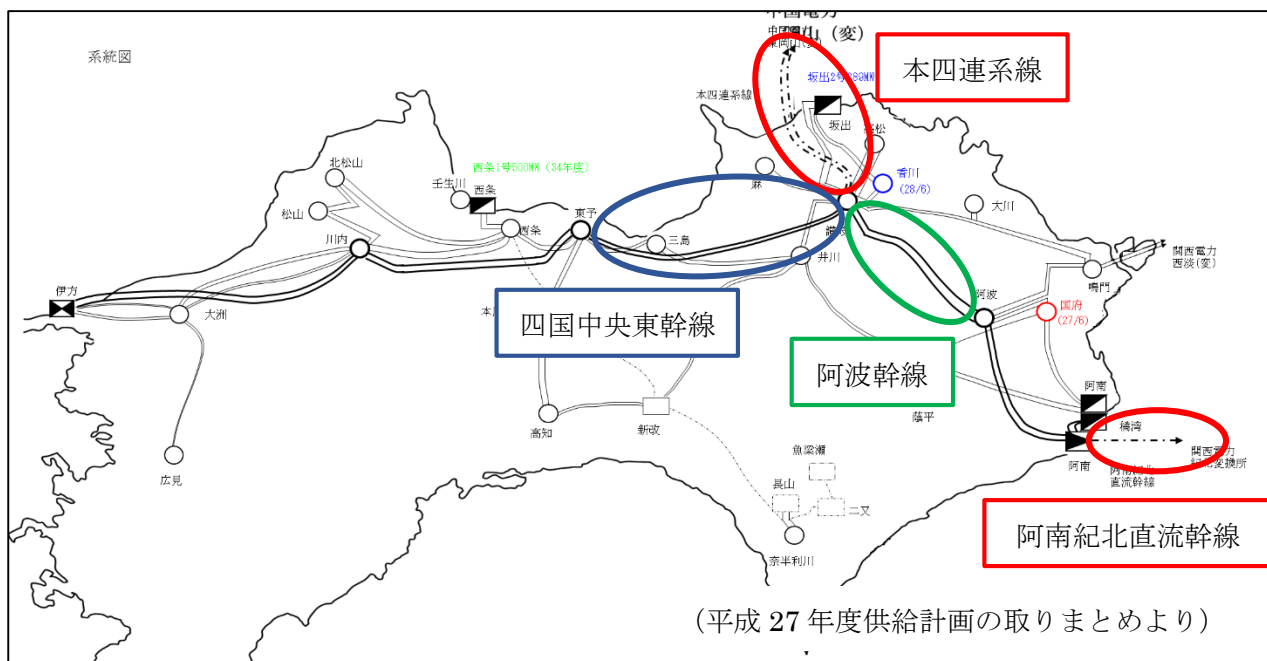
以上のことから、今回の契約申込みの増強対象である地内基幹送電線は、運用容量の算定や運用に直接影響を与えないため、計画策定プロセスの開始は不要とする。

表1. 本四連系線運用容量算定時の想定故障等

制約要因	想定故障	地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路
熱容量	・連系線1回線故障	本四連系線
同期安定性	・連系線1回線故障 ・連系線両端の片母線故障	本四連系線 讃岐変電所 (四国中央東幹線、阿波幹線) 東岡山変電所 (新岡山幹線、西播東岡山幹線)
電圧安定性	・同上	同上
周波数維持	・連系線2回線故障	本四連系線

表2. 阿南紀北直流幹線運用容量算定時の想定故障等

制約要因	想定故障	地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路
熱容量	— (常時)	阿南紀北直流幹線



#### 4. 一般送配電事業者及び系統連系希望者への通知

今回の契約申込みに関する計画策定プロセス開始要否の確認結果については別紙 3 の様式により、系統アクセス室から一般送配電事業者及び系統連系希望者に通知する。

以上

(関連条文)

[送配電等業務指針]

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

第91条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。

3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件（業務規程第51条第1号イ）

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。

ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合。

4 本機関は、第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。